

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第9条の2第2項

処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第9条の2第1項（指定射撃場の指定）及び第2項（指定の解除）

指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（指定射撃場の管理方法の基準）、第14条（指定の解除）

処 分 基 準：別紙のとおり。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準 :

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置をとろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおり。

1 同府令第6条の2第1号に掲げる事由のうち、

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。）等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げる罪に当たる行為をいう。）を行うおそれがあると認められる者をいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 同府令第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 同府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第9条の3第2項

処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（猟銃等射撃指導員）及び第2項（指定の解除）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）

処 分 基 準：

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。

なお、同府令に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中

- (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、その他これらに基づく命令及び行政庁の処分をいう。
- (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるものをいう。
- (3) 「相当な知識」、「相當に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。

これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第9条の3の2第2項

処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定の解除

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項（クロスボウ射撃指導員）及び第2項（指定の解除）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）

処 分 基 準：

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。

なお、同府令に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中

- (1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、その他これらに基づく命令及び行政庁の処分をいう。
- (2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるものをいう。
- (3) 「相当な知識」、「相當に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。

これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

平成27年4月1日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 抱 条 項：第9条の4第3項 |
| 処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任命令 |
| 原権者（委任先）：奈良県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（教習射撃指導員の解任命令） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任命令） |
| 処 分 基 準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。 |
| 問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110） |
| 備 考： |

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第9条の5第3項

処 分 の 概 要：教習資格の認定の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の5第3項（教習資格の認定の取消し）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）

処 分 基 準：別紙のとおり。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準 :

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。）等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げる罪に当たる行為をいう。）を行うおそれがあると認められる者をいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 抱 条 項：第 9 条の 6 第 3 項 |
| 処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令 |
| 原権者（委任先）：奈良県公安委員会 |
| <p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項（番号又は記号の打刻） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 18 条（打刻命令）</p> |
| <p>処 分 基 準：</p> <p>銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の 猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。</p> |
| 問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110） |
| 備 考： |